

令和6年度 こどもまんなか松山大賞 募集要項

1 趣旨

松山市では、令和5年7月に宣言した「こどもまんなか応援サポーター」として、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向けて取り組んでいます。この取組の一つとして、「こどもまんなか松山大賞」を設け、こどもまんなか社会の実現に向けた活動を表彰し、広く周知することで、市全体で少子化対策・子育て支援に取り組む気運の醸成を推し進めます。

本募集では、こども・若者・子育て家庭を支援する活動を対象とする「こどもまんなか松山大賞」の候補を広く募集します。

2 募集対象

企業・団体がこどもまんなか応援サポーターとして取り組む、こども・若者・子育て家庭を支援する活動

※下記に示す「4 表彰の対象となる活動」を対象とするもので、応募時点で、こどもまんなか応援サポーターとして宣言していることは要件ではありません。

3 活動主体

表彰の対象となる活動を行う企業・団体は、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 市内に事業所があること
- (2) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと
- (3) 法令違反等不正の事故により、業務停止命令や行政処分などを受けていないこと

4 表彰の対象となる活動

表彰の対象となる活動は、次に掲げるいずれかの活動とします。

- (1) 若年の従業員や子育て中の従業員を支援する活動
- (2) 地域のこども・若者を支援する活動または子育て家庭を支援する活動

ただし、次の各号に該当するものは対象としません。

- ア 営利又は営業の目的の活動
- イ 国や自治体からの委託・助成等を受けて実施しているもの
- ウ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- エ その他、本事業の目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

5 選考

書類選考により、大賞（1件）、優秀賞（数件）を選考します。

選考にあたっては、外部の有識者の意見を参考にするほか、必要な場合は、追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

※ご応募いただいた取組は、以下の点を踏まえて総合的に審査します。

項目	視点
趣旨・目的への理解	・この事業の趣旨に沿ったものであること ・こどもまんなか社会の実現に寄与する取組であること
拡張性	・他の企業、団体での同様の取組が期待できること ・新たな展開につながる波及効果があること
独創性	・取組に独創性や先進性がみられること ・自社の強みを活かした取組であること
継続性	・継続して実施してきた取組であること ・今後継続的な活動を予定していること
効果	・対象のニーズを踏まえた取組であること ・取組に対する満足度が高いこと
その他	・上記以外に特筆すべき点や評価できる点があること

6 募集期間

令和6年8月14日（水）から令和6年10月18日（金）まで

7 表彰

選考の結果は、令和6年12月上旬（予定）に、市ホームページ等で公表するとともに、応募者に通知します。また、大賞・優秀賞について表彰式を行う予定です。表彰式等については、大賞、優秀賞の企業・団体に対して、個別でご案内します。

8 受賞特典

受賞された企業・団体の活動は、以下の媒体等において広くプロモーションを行っていく予定です。

- (1) 市広報番組、広報まつやま
- (2) 市ホームページ・子育て情報サイト
- (3) その他民間企業が発行する紙面媒体等

9 応募方法

応募フォームに必要事項を入力の上、下記書類を添付して募集期間内にご応募ください。

- (1) 取組概要書：市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/kodomomannakataishou.html>



- (2) その他資料

- ア 定款・規約等、企業・団体の概要がわかるものの写し（自薦のみ）
- イ パンフレット等取組内容が分かる資料など（該当がある場合のみ）

○応募フォーム

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4922



応募は、WEB でのみ募集し、郵送・持参での受付は行いません。

10 その他

ご応募いただいた企業・団体の活動については、受賞に関わらず、子ども・若者・子育て家庭を支援する活動を行っている「子どもまんなか応援サポーター」として、市ホームページ、市子育て情報サイト等でご紹介させていただきます。

11 問い合わせ先

子ども家庭部子どもえがお課 少子化対策担当

電話 089-948-6039 (平日 8時30分~17時15分)

メール kodomado@city.matsuyama.ehime.jp